

スポーツ教室開催支援事業 実施要項

1. 目的

競技団体が行う体験会またはスポーツ教室の開催に必要な経費を支援し、島根かみあり国スポに向けたジュニア選手の確保、育成を図る。

2. 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体

3. 実施内容

競技団体が開催する次の事業について支援する。

(1) 小学生、中学生を対象とする体験会

(2) 小学生、中学生を対象とするスポーツ教室

※スポーツ教室については定期的に開催するものに限る

4. 事業の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする

5. 補助対象

体験会と教室の開催及び運営に必要な謝金、交通費、会場使用料、消耗品費、図書印刷費、保険料、理事長が特に必要と認める経費

6. その他

- ・島根県競技力向上対策本部が実施する「中学生クラブ運営支援事業」との重複支援は不可とする
- ・本事業の実施を希望する団体は、別紙「実施調査票」を提出すること